

Client Alert

2017年7月号 (Vol.43)

1. はじめに
2. 知的財産法：知的財産推進計画 2017 について
3. 競争法／独禁法①：「データと競争政策に関する検討会」報告書の公表
4. 競争法／独禁法②：「液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書」の公表
5. エネルギー・インフラ：PPP/PFI 推進アクションプラン（平成 29 年改定版）
6. 労働法：時間外労働の上限規制導入、同一労働同一賃金に関する法整備が建議される
7. 会社法：東証が 2017 年 3 月期決算会社の定時株主総会開催日の集計結果等を発表
8. 危機対応：環境省が食品廃棄物の不正転売事案に関する総括を公表
9. 一般民事：民泊新法が成立、公布
10. M&A：経営権争奪の局面における第三者割当てによる新株等発行について、不公正発行に該当するとしてその発行を差し止めた裁判例
11. ファイナンス・ディスクロージャー：金融庁が、「コンテンツ事業に関する Q&A」を公表
12. 税務：「移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～」の公表
13. 中国・アジア（タイ）：外国人事業法における外資規制の適用除外業務を拡大する商務省告示の施行（駐在員事務所の除外など）
14. 新興国（ロシア）：ロシア連邦最高裁判所判決（日本の判決を承認した事例）
15. 国際訴訟・仲裁：香港にて、仲裁における Third Party Funding を適法化する法案可決

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2017 年 7 月号（第 43 号）を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

2. 知的財産法：知的財産推進計画 2017 について

政府の知的財産戦略本部は、2017 年 5 月 16 日に、知的財産推進計画 2017 を公表しました。

同計画は、①第 4 次産業革命（Society5.0）の基礎となる知財システムの構築、②知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進、③2020 年とその先の日本を輝

Client Alert

させるコンテンツ力の強化という三つの視点の下で、国が取り組むべき様々な施策が盛り込まれています。

このうち、法制度に関する施策の多くは①に盛り込まれており、法改正に言及している主な施策と担当省庁は以下のとおりです。

- ・データの不正取得禁止や暗号化等技術的な制限手段の保護強化等について、次期通常国会への不正競争防止法案の提出を視野に検討する（経済産業省）
- ・AIの学習用データの特定当事者間を超えた提供、提示について、著作権法の権利制限規定に関する制度設計や運用の中で検討する（文部科学省）
- ・著作権法における柔軟性のある権利制限規定につき、速やかな法案提出に向け、ガイドライン策定等の必要な措置を講ずる（文部科学省）
- ・書類提出命令、検証物提出命令のインカメラ手続（営業秘密の漏洩を防止するため、裁判所だけが提出書類等を確認する手続）で書類、検証物提出の必要性を判断できるようにする制度等について、次期通常国会への特許法改正案の提出を視野に検討する（経済産業省）
- ・IoTに関する規格の円滑な利用を進めるため、標準特許に関するADR制度について、次期通常国会への特許法改正案の提出を視野に検討する（経済産業省）

これらの施策は、今後、各担当省庁において具体的な検討が進められ、次期臨時国会や通常国会での法改正が予定されているものもありますので、注視が必要です。

<参考資料>

知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2017」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20170516.pdf>

パートナー 岡田 淳

☎ 03-5220-1821

✉ atsushi.okada@mhmjapan.com

オブ・カウンセル 池村 聡

☎ 03-6266-8507

✉ satoshi.ikemura@mhmjapan.com

3. 競争法／独禁法①：「データと競争政策に関する検討会」報告書の公表

公取委は、2017年6月6日、データの収集及び利活用に関連する競争政策並びに独占禁止法上の論点を整理するために設置された「データと競争政策に関する検討会」の検討結果を取りまとめた報告書を公表しました。これは、IoTの普及やAI技術の高度化等を背景に、データを事業に利活用する可能性が増大している一方、データの収集・利活用は構成・自由な競争環境で行えることが必要であるという問題意識に基づき、公取委内に設置された検討会の結果を取りまとめたものです。

Client Alert

報告書は、データには収集源が無限にある一方で、大量に集積された場合にはスイッチングが困難であるといった特徴に言及した上で、データの集積・利活用それ自体は、競争を促進し、イノベーションを生み出すとしつつ、一方で、データの集積によって、競争の実質的制限をもたらす得る企業結合や、市場における地位を利用した不当な「囲い込み」等に対しては、独禁法による対応が必要とし、問題となり得る行為について具体的な考え方を示しています。例えば、データを利用した商品の市場における競争者を排除する目的以外には合理的な目的が想定されないにもかかわらず、正当な理由なく、従来可能であったデータへのアクセスを拒絶する場合には、独禁法上問題になるとしています。

データの集積・解析・利活用は、多くの企業にとって課題になっているものと思われます。データが競争に与える影響については、いわゆる AI カルテルの問題も含めて国内外の競争当局が注視しているところです。データは競争に与える影響を把握しにくいという特徴もありますが、事業活動や企業結合においてデータの収集・利活用が競争法上問題となる可能性について意識する必要があります。

パートナー 宇都宮 秀樹

☎ 03-5223-7784

✉ hideki.utsunomiya@mhmjapan.com

アソシエイト 竹腰 沙織

☎ 03-6266-8903

✉ saori.takekoshi@mhmjapan.com

4. 競争法／独禁法②：「液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書」の公表

公取委は、2017年6月28日、「液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書」を公表しました。これは、日本は液化天然ガス（「LNG」）のほとんどを輸入に依存しているところ、LNGの需給環境の変化により今後見込まれるLNGの余剰について、供給者の仕向地制限等により再販売が妨げられることを国内需要者が懸念していることと、政府が仕向地制限の撤廃等を働きかけるという方針を閣議決定していることを踏まえ、公取委が昨年から実施していたLNGの取引実態に関する調査結果を取りまとめたものです。

報告書は、LNGの需給状況や取引条件等に関する調査結果を詳細に報告した上で、日本の需要者が買主となるLNGの取引条件のうち、①仕向地制限条項、②利益分配条項（買主が第三者にLNGを再販売した場合に利益の一部を売主に分配することを義務づける条項）、③Take or Pay条項（買主が、所定の引取義務数量を満たせない場合に、不足分の代金を支払うことを義務づける条項）について、独禁法の観点から検討しています。なお、公取委は、検討対象となるLNGの市場を、「期間契約市場（アジア）」及

Client Alert

び「スポット契約市場（全世界）」として画定しています。各取引条件についての公取委の検討結果は、以下のとおりです。

- ① 公取委は、仕向地制限によって、LNG の再販売を行おうとする者が上記 2 市場に参入する機会を排除したり減少させるような市場閉鎖効果が生じる場合には、拘束条件付取引として独占禁止法上問題となるとしています。このうち FOB（積地渡し）条件の期間契約においては、仕向地条項を規定すること自体が必要性・合理性に乏しく独禁法上問題となるおそれがあり、それに加えて仕向地変更を制限する場合には更に問題となるおそれが強いとしています。一方、DES（揚地渡し）条件の期間契約については、仕向地条項を規定すること自体は問題とはならないが、仕向地変更について売主が不合理に拒否するような場合は問題となるおそれがあり、また仕向地変更の条件として「LNG の再販売のための変更でないこと」といった条件を設ける場合は問題となるおそれが強いとしています。
- ② 公取委は、利益分配条項によって LNG の再販売が間接的に制限され、市場閉鎖効果が生じる場合には、拘束条件付取引として独占禁止法上問題となるとしています。このうち FOB 条件の期間契約においては通常利益分配条項を規定する合理性がなく、問題となるおそれが強いとしています。一方、DES 条件の期間契約では、利益分配条項の設定自体が直ちに問題となるわけではないが、合理性のない分配結果をもたらす場合や、利益構造の開示等を要求することで買主の再販売を妨げる効果を有する場合には、問題となるおそれがあるとしています。
- ③ 公取委は、売主の取引上の地位が買主に対して優越している場合に、初期投資回収後において、買主と十分協議せず、厳格な引取義務数量を定めた上で Take or Pay 条項を課すことは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあるとしています。

公取委は、新規契約時や契約更新時において競争制限的な条項や取引慣行を定めないこと、また既存契約においても、少なくとも再販売の制限等につながる競争制限的な取引慣行を見直すことを求めており、引き続き取引動向を注視し、違反行為に対しては厳正に対処する旨述べています。日本の需要者にとっては、既存契約の見直しを含め、売主側との交渉において活用できる内容といえます。

パートナー 宇都宮 秀樹

☎ 03-5223-7784

✉ hideki.utsunomiya@mhmjapan.com

アソシエイト 竹腰 沙織

☎ 03-6266-8903

✉ saori.takekoshi@mhmjapan.com

Client Alert

5. エネルギー・インフラ：PPP/PFI 推進アクションプラン（平成 29 年改定版）

2017 年 6 月 9 日、内閣府は、PPP/PFI 推進アクションプラン（平成 29 年改定版）を公表しました。

本改定版では、PPP/PFI 推進の施策として、新たに「公的不動産における官民連携の推進」が明記され、具体的な取組みとして、公園における PPP/PFI 手法の拡充、遊休文教施設の利活用、公共施設等総合管理計画・固定資産台帳の整備・公表による民間事業者の参画を促す環境整備等が掲げられました。

また、公共施設等の整備・運営における PPP/PFI 手法導入の優先的検討や地域プラットフォームを通じた案件形成のさらなる推進等、PPP/PFI 推進のための具体的な施策が更新されました。

さらに、コンセッション事業等の重点分野に、クルーズ船向け旅客ターミナル施設（目標：2019 年度までに 3 件）及び MICE 施設（目標：2019 年度までに 6 件）が追加されました。

最後に、本改定版の別紙には、民間事業者との対話を通じて整理したコンセッション活用推進のための諸課題（例えば、国等による瑕疵担保責任の負担、空港コンセッションにおける空ビルに関するリスク分担、運営権者株式の保有主体等）が幅広く取り上げられ、検討の方向性が示されていることも注目されます。

パートナー 岡谷 茂樹
☎ 03-5220-1862
✉ shigeki.okatani@mhmjapan.com

6. 労働法：時間外労働の上限規制導入、同一労働同一賃金に関する法整備が建議される

労働政策審議会は 2017 年 6 月 5 日、労働条件分科会が同日取りまとめた報告に基づき、時間外労働の上限規制導入等の法改正について厚生労働大臣に建議を行いました。主な内容は以下のとおりです。

法定労働時間を延長できる上限は、原則として、原則月 45 時間・年 360 時間（1 年単位の変形労働時間制では月 42 時間・年 320 時間）。臨時的な特別な事情がある場合には、労使合意のうえ、これを上回ることができるものとするが、年 720 時間を超えることはできないものとするほか、以下の条件が罰則とともに課せられます。

- ① 休日労働を含み 2 カ月ないし 6 カ月平均で 80 時間以内
- ② 休日労働を含み単月で 100 時間未満

Client Alert

③ 原則である月 45 時間（1 年単位変形制では 42 時間）を上回る回数は年 6 回までとする。

また、2017 年 6 月 9 日には、「同一労働同一賃金に関する法整備について（報告）」をとりまとめ、公表しました。同報告書の主な内容は、「労働者が司法判断を求める際の根拠となる規定の整備」「労働者に対する待遇に関する説明の義務化」「行政による裁判外紛争解決手続の整備等」などであり、詳細な内容は以下のとおりです。

まず、根拠規定については、待遇差が不合理と認められるか否かの判断は、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に対応する考慮要素で判断されるべき旨を明確化するべきであるとしており、また、考慮要素として現在明記されている①職務内容と、②職務内容・配置の変更範囲、③その他の事情のうち、新たに「職務の成果」「能力」「経験」を「その他の事情」の例示として明記することが適当である等としています。

次に、短時間労働者・有期契約労働者のいずれについても、正規雇用労働者との待遇差の内容やその理由等について説明が得られるよう、事業主に対する説明義務を課すこととされています。

また、非正規雇用労働者がより救済を求めやすくなるよう、行政による履行確保（報告徴収・助言・指導等）の規定を整備するとともに、行政 ADR（裁判外紛争解決手続）を利用しうよう規定を整備するとされています。

厚生労働大臣は、上記建議をふまえ、法整備を進めることとなります。いずれも実務に対して大きなインパクトを与えることが予想されており、法制化に備え業務フローの見直しや賃金規程の見直し等準備が必要です。

パートナー 荒井 太一
☎ 03-5220-1853
✉ taichi.arai@mhmjapan.com

7. 会社法：東証が 2017 年 3 月期決算会社の定時株主総会開催日の集計結果等を発表

2017 年 6 月 9 日、株式会社東京証券取引所（「東証」）は、2017 年 3 月期決算会社の定時株主総会開催日の集計結果（「本集計結果」）を公表しました（東証ウェブサイト <http://www.jpx.co.jp/news/1021/20170609-01.html> 参照）。

3 月期決算会社の定時株主総会の開催日は、例年「6 月最終営業日の前営業日」（当該日が月曜日である場合には、その前週の金曜日）に集中しますが、本年も「6 月最終営業日の前営業日」にあたる 6 月 29 日（木）がこれに該当し、2,348 社中、696 社（29.6%）が同日の開催を予定していたとのことです。ただし、このいわゆる集中日におけ

Client Alert

る定時株主総会の開催率は、年々右肩下がりの傾向にあり、本年も昨年に続き集計開始以来の最低水準を更新したとのことです。

また、同じく東証が5月1日に公表したデータによれば、招集通知を定時株主総会の3週間（中15営業日）以上前に発送を行う予定の会社は1,237社中325社（26.6%）、招集通知の発送日より前に自社等ウェブサイトにて招集通知を電子的に公表している会社は1,033社（85.2%）、英文招集通知（抜粋の英訳も含まれます。）を作成している会社は439社（35.8%）と、いずれも年々増加傾向にあり、株主総会を株主との建設的な対話の場として活用しようとする各社の取り組みが進展しているといえます。なお、次号では、2017年6月定時株主総会の状況について振り返る予定です。

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhmjapan.com

アソシエイト 井形 文佳

☎ 03-5220-1806

✉ ayaka.igata@mhmjapan.com

8. 危機対応：環境省が食品廃棄物の不正転売事案に関する総括を公表

2016年1月、産業廃棄物処理業者が、食品製造販売業者から廃棄処分委託を受けた冷凍ビーフカツの食品としての転売（横流し）を行ったことが発覚し、社会的批判を招きました。この事件は刑事事件に発展し、産業廃棄物処理業者の関係者3名に対し、詐欺罪、食品衛生法違反、廃棄物処理法違反により有罪判決が下されました。

この事案を受けて、2017年6月20日、環境省は、外部有識者の協力を得て「食品廃棄物の不正転売事案について（総括）」（「本総括」）を取りまとめ、公表しました（<http://www.env.go.jp/press/files/jp/106151.pdf>）。この中で、環境省は、同年3月に公表した「再発防止策」（<http://www.env.go.jp/press/files/jp/29500.pdf>）とともに、(1) 県・環境省による監視の強化、(2) 排出事業者責任の徹底、(3) 排出事業者や行政によるマニフェストを通じた廃棄物処理の確認、(4) 事案の発覚後の対応という4つの観点から追加的な対応を講じていくことが適当であると述べています。

本総括の中で、環境省が、国・都道府県が取るべき対応策（定期的な立入検査、緊急代執行を含む厳格な行政対応等）だけでなく、排出事業者の責任、すなわち、廃棄物の処理を委託する側の責任も強調していることには注意を要します。今後、環境省は、排出事業者が果たすべき責務、具体的に行う必要がある事項（処理状況の確認や適正な処理料金による委託等）についてのチェックリストと留意事項を作成するとのことであり、都道府県等を通じて、排出事業者への周知徹底、指導の強化が図られることとなります。

Client Alert

廃棄物処理に関するコンプライアンスを一次的に担うのが廃棄物処理業者であることは言うまでもありませんが、廃棄物処理を委託する側の責任をも重視する上記当局の姿勢には引き続き留意を要します。

パートナー 藤津 康彦
☎ 03-6212-8326
✉ yasuhiko.fujitsu@mhmjapan.com
アソシエイト 山内 洋嗣
☎ 03-6266-8579
✉ hiroshi.yamauchi@mhmjapan.com

9. 一般民事：民泊新法が成立、公布

2017年6月9日、参議院本会議において、住宅を利用した民泊サービスを全国で解禁する住宅宿泊事業法（いわゆる民泊新法）が成立し、同月16日に公布されました。

従前は、民泊サービスを行うためには、国家戦略特区における特区民泊の仕組みを活用する場合とイベント民泊等の例外に当たる場合を除いて、旅館業法上の許可が必要とされてきました。しかし、民泊サービスについては、国内外の観光旅客の宿泊需要への対応等の観光立国推進の観点と空き家の有効活用等の地域活性化の観点から、規制緩和・規制整備の要請が高まっていました。

今般成立した民泊新法により、民泊ホストは都道府県知事への届出により、仲介業者等は官公庁への登録により、民泊サービスを行うことができることとなります（民泊新法では届出や登録についての欠格事由・拒否事由等も定められています）。

民泊サービスを巡る規制を決めるに際し最大の焦点の1つであった年間提供日数について、民泊新法では上限を180日と定めつつ、地方自治体が、政令で定める基準に従い条例によって上限日数を引き下げることも認めました（同法18条）。

民泊新法の施行は公布から1年以内とされており、来年1月にも施行される見通しです。民泊新法によって、シェアリングエコノミーの代表である民泊サービスの法的基盤が整備されたこととなりますので、これまで民泊サービスに慎重であったとされる旅行・不動産・IT関連企業等による新規参入の他、民泊関連の融資や保険等の金融サービスの展開も期待されます。

パートナー 早川 学
☎ 03-5223-7748
✉ gaku.hayakawa@mhmjapan.com
アソシエイト 大室 幸子
☎ 03-6212-8350
✉ sachiko.omuro@mhmjapan.com

Client Alert

10. M&A : 経営権争奪の局面における第三者割当てによる新株等発行について、不公正発行に該当するとしてその発行を差し止めた裁判例

JASDAQ 上場の発行会社 X は、2016 年 12 月 21 日開催の取締役会において、2017 年 1 月 6 日を払込期日とする新株及び新株予約権の発行（「本新株等発行」）を決議しましたが、これに対して、X の発行済株式総数の 44.44% を保有する元代表取締役 Y が、本新株等発行は「著しく不公正な方法」（会社法 210 条 2 号）による発行に該当するとしてその差し止めを求めたところ、大阪地裁は、2016 年 12 月 27 日、本新株等発行を差し止める仮処分決定を行い、2017 年 1 月 6 日、当該仮処分決定を認可する決定（「本決定」）を行いました。

「著しく不公正な方法」による株式等の発行が問題となった裁判例においては、大要、①会社の支配権について争いがある場合で、②既存株主の持株比率に重大な影響を及ぼす株式等が発行される場合において、③当該株式等の発行が既存株主の持株比率を低下させ現経営陣の支配権維持を主目的とするときは、④特段の事情がない限り、「著しく不公正な方法」による発行に該当すると認定する手法（いわゆる「主要目的ルール」）が用いられていました。

この点、本決定は、「経営権争奪の局面における第三者割当てによる新株又は新株予約権の発行は、…特段の事情のない限り、現取締役らの経営権維持を目的とするものであり…不公正発行に該当するものと推認できる」として、上記①及び②の事実のみをもって③の支配権維持を主目的とすることが推認されるとも解され得る判断を示し、発行会社の資金調達目的の実体性、合理性等について詳細に認定することなく、本新株等発行が「著しく不公正な方法」による発行に該当すると認定しています。

本決定がどの程度の先例的価値を有するのかが現時点では不明であるものの、経営支配権の争いが生じている局面における新株等発行の「著しく不公正な方法」への該当性を判断する上では考慮すべき裁判例であると考えられます。

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com

アソシエイト 足立 悠馬

☎ 03-6266-8997

✉ yuma.adachi@mhmjapan.com

Client Alert

11. ファイナンス・ディスクロージャー：金融庁が、「コンテンツ事業に関する Q&A」を公表

金融庁は、2017年5月31日、「コンテンツ事業に関する Q&A」（「本 Q&A」）を公表しました。本 Q&A は、映画製作等のコンテンツ事業（映画、音楽、演劇、アニメーション等のコンテンツについて、①制作、②複製、上演、公演、公衆送信その他の利用、③これに係る知的財産権の管理のいずれかを業として行うことをいいます。）における資金調達時の金融商品取引法の適用関係を明確化することを目的とするものです。

本 Q&A は、いわゆる製作委員会方式によって映画等の製作のための出資を募る際、どのような場合であれば金融商品取引法の適用除外となるかについて、複数の事例を挙げて解説しています。具体的には、適用除外の判断に際しては、出資者の全てが当該コンテンツ事業の全部又は一部に従事するもの（定義府令第7条第1項第3項イ）といえるかが問題となるところ、出資者たる企業が、当該映画の前売券を販売する場合や、プロダクト・プレイスメント（自社製品を当該映画の中で目立つような形で取り上げてもらうことで自社の宣伝を行うこと手法）を行う場合の当該要件の該当性等が解説されています。

今後、同様に特定の業種・業態を取り上げたガイドライン等の整備が進むか、金融庁の動向が注目されます。

パートナー 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katsumasa.suzuki@mhmjapan.com
アソシエイト 大下 真
☎ 03-5220-1823
✉ makoto.oshimo@mhmjapan.com

12. 税務：「移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～」の公表

日本における移転価格税制に関しては、経済協力開発機構（OECD）の「税源浸食と利益移転（BEPS）プロジェクト」の最終報告書による勧告を受け、平成 28 年度税制改正において、移転価格税制に係る文書化制度が整備されました。その中で、前事業年度に国外関連者と一定の取引がある法人は、当該取引について、「独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類」（「ローカルファイル」）を確定申告書の提出期限までに作成又は取得し、保存することが義務付けられました。この義務は、2017年4月1日以後に開始する事業年度から適用になるため、3月決算（会計年度1年）の企業であれば、2018年3月期の確定申告期限までに作成等を行うこととなります。

Client Alert

このような税制改正を受けて、国税庁は、自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に資する資料を提供するという観点から、2017年6月9日、「移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～」（「ガイドブック」）を公表しました。ガイドブックでは、「移転価格税制の適用におけるポイント」として、具体的な設例を設けて、移転価格税制に係る各論点についての留意点や調査担当者の着目点が記載されています。また、「同時文書化対応ガイド」では、ローカルファイルの作成サンプルが公表されています。

2017年4月1日以後に開始する事業年度に係る移転価格調査では、国外関連取引の検討を行うため、企業が作成するローカルファイルその他の独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類の提示が求められます。それに備え、企業としては、ガイドブック等を参照しながら、独立企業間価格算定のための適切な書類を収集し、ローカルファイルを作成する必要があります。

移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～

https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2016/kakaku_guide/index.htm

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com

アソシエイト 山川 佳子

☎ 03-6213-8125

✉ yoshiko.yamakawa@mhmjapan.com

13. 中国・アジア（タイ）：外国人事業法における外資規制の適用除外業務を拡大する商務省告示の施行（駐在員事務所の除外など）

タイにおいては、外国人事業法により、外国人（外国法人がその株式の50%以上を保有する法人を含む。）が一定の規制業種を行うには原則として許可が必要とされています。この規制業種の一つとして「その他サービス業」というキャッチオール項目があり、多くのサービス関連業がこの項目により規制の対象とされていますが、当該項目は「省令で定める業種を除く」とされており、2013年3月・2016年2月にはこの除外に関する省令が公布・施行され、以下の業種が除外されていました。

- ・証券取引法に基づく証券業務
- ・デリバティブ法に基づくデリバティブ業務
- ・資本市場取引信託法に基づく受託業務

Client Alert

- ・銀行業及び外国銀行の駐在員事務所
- ・生命保険業
- ・損害保険業

この度 2017 年 6 月に新たな商務省告示が施行され、上記の例外業種に加えて、以下の 2 グループの業種も例外業種として加えられました。

a. グループ①

- ・商業銀行業務に必要な一定の業務（金融機関代理業、不動産リース、現金管理業、債権回収代理等）
- ・アセットマネジメント法に基づくアセットマネジメント業務

b. グループ②

- ・駐在員事務所（representative office）
- ・地域事務所（regional office）
- ・政府機関と契約を締結しサービス提供を行う業務
- ・国有企業と契約を締結しサービス提供を行う業務

この新たに加えられた例外業種のうち、グループ①については、外国人事業法における規制とは別に個別の事業に関する法令により別途に同等又はより厳格な外資規制が定められている場合があることに留意を要します。しかし、その場合でも、外国人事業許可の申請の手間に加え、外国人事業許可の取得・保有要件として対象会社の資本と負債の比率が 1:7 以内でなければならないところ、これらの負担・制約から解放されたこととなります。

また、グループ②のうち、特に日系企業にとって関心が高いのは、「駐在員事務所（representative office）」が加えられたことと思われます。駐在員事務所は海外本社への現地情報・支援提供を主な機能とするもので、下記に記載する活動を行うことができます。

- ・本社がタイ現地から商品やサービスを購入する調達先候補の搜索
- ・本社がタイ現地から調達する商品の性能・分量のチェック及びコントロール
- ・本社がタイ現地の卸売業者・消費者に販売する商品に関するさまざまなアドバイスの提供
- ・本社の新商品・サービス情報の普及活動
- ・本社へのタイの市況に関する情報の報告

外国人事業許可の申請・取得には通常数ヶ月の時間を要しますが、今回の告示により、迅速かつ簡便に駐在員事務所を設立することが可能となったと考えられます。駐在員事務所は収益を上げることができない等の制約はありますが、タイへの進出を検討するに当たって現地の最新の市場情報等を収集したり、タイからの円滑な調達を行う等、日系企業においてもその活用範囲は広いものとなります。

Client Alert

なお、設立に当たっては法人登録番号の取得等のため一定の届出は必要とされています。

パートナー 河井 聡

☎ (66)2-266-6485 Ext. 323

✉ satoshi.kawai@mhmjapan.com

パートナー 江口 拓哉

☎ 06-6377-9402

✉ takuya.eguchi@mhmjapan.com

オブ・カウンセラー 二見 英知

☎ (66)2-266-6485 Ext. 320

✉ hidetomo.futami@mhmjapan.com

アソシエイト 細川 怜嗣

☎ (66)2-266-6485 Ext. 325

✉ reiji.hosokawa@mhmjapan.com

14. 新興国（ロシア）：ロシア連邦最高裁判所判決（日本の判決を承認した事例）

2017年1月30日、ロシア連邦最高裁判所は、ロシア企業に対して日本企業への約4億円の支払を求める旭川地裁の判決をロシアで承認することの可否が争われた事案において、当該判決を承認した下級審の判断を維持しました。

一般に、ロシアや日本を含む多くの国々は、外国裁判所の民事判決について、一定の要件を具備する場合に限って国内で承認すると法制を採用しています。ロシアにおいて外国判決の承認が認められる一つの方法としては、ロシアと当該外国との間で外国判決の承認及び執行に関する二国間ないし多国間の国際条約が結ばれている場合がありますが、ロシアとの間でかかる条約を締結している国はごく少数であり、日本もこのような条約は締結していません。

他方、別の方法として、いわゆる相互主義の原則（自国の判決を外国が承認するならば、その外国の判決を自国においても承認するという原則）に基づき、ロシアの裁判所が外国判決を承認する場合があります。従来、ロシアの裁判所が相互主義の原則を適用した例はほとんどありませんでしたが、この10年間において、ロシアの裁判所が同原則に基づいてドイツ、オランダ及びイギリスの判決を承認する判断が相次いでおり、上記連邦最高裁判決により日本の判決についても同様に承認が認められたこととなります。

以上のとおり、近時外国判決の承認についてロシアの裁判所が積極的な姿勢を示しており、同様の判断が日本の判決についても示されたことから、今後ロシア企業との間の取引や出資等に関して紛争が生じた場合に実効的な司法上の救済を受けられる可能性が高まったと考えられます。ロシアにおいては、2016年9月にも改正仲裁法が施行され、国際紛争処理の枠組みの整備が進みつつあるところですので、今後どのような整備がな

Client Alert

されるか、また日本企業がどのようにしてその利便性を享受しうるかについて、一層の注視が必要となります。

パートナー 土屋 智弘
☎ 03-5223-7740
✉ tomohiro.tsuchiya@mhmjapan.com
アソシエイト 大下 真
☎ 03-5220-1823
✉ makoto.oshimo@mhmjapan.com
アソシエイト 大段 徹次
☎ 03-6213-8180
✉ tetsuji.odan@mhmjapan.com

15. 国際訴訟・仲裁：香港にて、仲裁における Third Party Funding を適法化する法案可決

2017年6月14日、香港において、仲裁手続に関して、当事者以外の第三者が資金を提供すること（Third Party Funding、以下「TPF」といいます。）を適法化する法案（the Arbitration and Mediation Legislation (Third Party Funding) (Amendment) Bill 2016）が可決されました。

TPFは、紛争の当事者に対し、第三者が資金提供者（Third Party Funder）として紛争の手続費用の一部又は全部につきファイナンスをするもので、当事者は、自らが勝訴した場合にのみ、提供を受けた金額に当該紛争での回収額に対する一定割合を成功報酬として加えた金額の支払義務を負い、全部敗訴した場合には、提供を受けた資金を返済する必要はありません。

いわゆるコモン・ローの国・地域においては、従来は、TPFは根拠のない紛争を頻発させる訴訟干渉（maintenance and champerty）を構成するものとして、不法行為に該当するとされていました。しかし、昨今では、特に仲裁手続に関して、法改正等によりTPFが適法化され、その利用が広まっています。2017年初めに、シンガポールにおいて同様の法改正がされたことは記憶に新しいところです。

香港においても、今般の法改正により、仲裁におけるTPFが適法化されることとなります。改正法の施行時期は、2017年の後半が予定されており、それまでにTPFに関する具体的な行為準則（The Third Party Funding for Arbitration Code of Practice）が整備されることになっています。

パートナー 横田 真一郎
☎ 03-6212-8365
✉ shinichiro.yokota@mhmjapan.com
アソシエイト 金丸 祐子
☎ 03-6266-8542
✉ yuko.kanamaru@mhmjapan.com

Client Alert

セミナー情報

www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー 『【IPO 法務特別セミナー】「IPOに必要な準備の基本～上場体制整備の基本」～上場準備開始から上場審査と法的規制を踏まえた上場会社としての体制整備～』

開催日時 2017年7月7日（金）14:00～17:00（大阪）
2017年7月13日（木）14:00～17:00（東京）

講師 根本 敏光

主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『若手金融マンのための融資ノウハウ担保契約の実務を中心に～』

開催日時 2017年7月7日（金）13:30～16:30

講師 江平 享

主催 金融ファクシミリ新聞社

- セミナー 『株主代表訴訟、役員責任追及訴訟の最新動向～改正会社法も踏まえ、企業不祥事の予防・対応を視野に入れる～』

開催日時 2017年7月7日（金）14:00～16:30

講師 太子堂 厚子

主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『新任役員セミナー』

開催日時 2017年7月11日（火）10:00～17:00

講師 三浦 亮太

主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『プライベート・エクイティ・ファンドの基礎～組合契約の条項、交渉上のポイント等を具体的に解説～』

開催日時 2017年7月11日（火）13:30～16:30

講師 熊谷 真和

主催 金融財務研究会

- セミナー 『第3352回金融ファクシミリ新聞社セミナー「実践！従業員不正の具体的調査方法と適切な事後対応 一書式・記載例を付け、実務に即して解説～』』

開催日時 2017年7月11日（火）13:30～16:30

講師 山内 洋嗣、矢田 悠

主催 金融ファクシミリ新聞社

Client Alert

- セミナー 『役員責任の動向～直近の重要裁判例と会社法改正の影響～』
開催日時 2017年7月14日(金) 13:30～16:30
講師 澤口 実、奥山 健志、小島 冬樹、金村 公樹
主催 株式会社商事法務

- セミナー 『執行が多様化する景表法等の表示規制の近時のトレンドと実務上の対応策 ～景表法改正、最高裁判決、消費者庁の措置命令等、近時の流れを踏まえて～』
開催日時 2017年7月21日(金) 14:00～17:00
講師 池田 毅
主催 SMBC コンサルティング株式会社

- セミナー 『金融モニタリング最前線～金融機関の課題を踏まえて～』
開催日時 2017年7月24日(月) 13:30～16:30
講師 江平 享
主催 株式会社セミナーインフォ

- セミナー 『保険業務におけるフィデューシャリーデューティーの実践～最新の保険監督行政の着眼点を踏まえて～』
開催日時 2017年7月24日(月) 13:00～16:30
講師 吉田 和央
主催 金融ファクシミリ新聞社

- セミナー 『海外子会社をめぐる実践的管理の実務とグローバルコンプライアンス』
開催日時 2017年7月25日(火) 13:00～17:00(東京)
2017年7月28日(金) 13:00～17:00(大阪)
講師 梅津 英明
主催 みずほ総合研究所株式会社

- セミナー 『～平成29年改正金融商品取引法成立～フェア・ディスクロージャー・ルールの導入と実務上の留意点』
開催日時 2017年7月26日(水) 13:30～16:30
講師 根本 敏光
主催 金融財務研究会

Client Alert

- セミナー 『ドローン・ビジネスの進展と法整備の最新動向』
開催日時 2017年7月28日(金) 13:00~16:00
講師 戸嶋 浩二、林 浩美
主催 金融財務研究会

- セミナー 『保険分野におけるフィデューシャリーデューティーへの実務対応
~保険監督当局の問題意識も踏まえつつ~』
開催日時 2017年8月7日(月) 13:30~16:30
講師 吉田 和央
主催 株式会社セミナーインフォ

文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『最新会社法務モデル文例・書式集』(2017年5月刊)
出版社 新日本法規出版株式会社
著者 矢田 悠(共編)
岡野 智、高田 和佳、飯野 悠介、矢部 聖子(共著)

- 本 『詳解 インドネシアの法務・会計・税務』(2017年5月刊)
出版社 株式会社中央経済社
著者 埴 晋、竹内 哲(共著)

- 本 『エンターテインメント法務 Q&A』(2017年5月刊)
出版社 民事法研究会
著者 横山 経通

- 本 『企業訴訟実務問題シリーズ 会社法訴訟—株主代表訴訟・株式価格決定』(2017年6月刊)
出版社 株式会社中央経済社
著者 井上 愛朗、渡辺 邦広、河島 勇太、小林 雄介

- 本 『企業訴訟実務問題シリーズ 消費者契約訴訟—約款関連』
(2017年6月刊)
出版社 株式会社中央経済社
著者 荒井 正児、松田 知丈

Client Alert

- 本 『企業訴訟実務問題シリーズ システム開発訴訟』(2017年6月刊)
 出版社 株式会社中央経済社
 著者 飯田 耕一郎、田中 浩之
- 本 『現代租税法講座 第3巻 企業・市場』(2017年6月刊)
 出版社 株式会社日本評論社
 著者 大石 篤史 (共著)
- 本 『ジョイント・ベンチャー契約の実務と理論』(2017年7月刊)
 出版社 一般社団法人金融財政事情研究会
 著者 金丸 和弘、棚橋 元 (編著)
 荒井 太一、稲生 隆浩、林 宏和、堀 天子 (共著)
- 論文 「中長期業績連動報酬・株式報酬の新展開—平成29年度税制改正後の役員報酬の枠組み—」
 掲載誌 旬刊商事法務 No.2134
 著者 石綿 学、酒井 真、渡辺 邦広、梶元 孝太郎
- 論文 「<実務問答会社法 第11回> 監査等委員会設置会社における提訴請求・利益相反取引に関する諸問題」
 掲載誌 旬刊商事法務 No.2135
 著者 渡辺 邦広
- 論文 「景品表示法違反を指摘された場合の企業の争い方(上)(下)—課徴金制度施行後の防御手続」
 掲載誌 NBL No.1097(上)、No.1099(下)
 著者 松田 知文
- 論文 「<特集>事業継承とM&Aの最新金融実務 M&A等における表明保証と情報開示—近時の裁判例を踏まえた実務—」
 掲載誌 金融法務事情 No.2067
 著者 松下 憲
- 論文 「情報・テクノロジー法最前線(3) AI② —AI生成物の法的保護と侵害責任」
 掲載誌 ビジネス法務 Vol.17 No.7
 著者 齋藤 浩貴、呂 佳叡

Client Alert

- 論文 「デジタルカルテルと競争法—AI・アルゴリズム・IoT は独禁法理論に変容をもたらすか」
掲載誌 ジュリスト No.1508
著者 池田 毅
- 論文 「シェアリングエコノミーの主要な特性と競争政策への示唆」
掲載誌 ジュリスト No.1508
著者 増島 雅和
- 論文 「平成 29 年定時株主総会における監査役の答弁の留意点」
掲載誌 月刊監査役 No.668
著者 小林 雄介
- 論文 「平成 29 年度税制改正を受けた役員向けインセンティブ報酬の設計の視点」
掲載誌 月刊監査役 No.670
著者 酒井 真、渡辺 邦広
- 論文 「〈第 84 回監査役全国会議〉パネルディスカッション コーポレート・ガバナンスの実効性確保に向けて—内部監査部門との連携強化に向けた取組み—」
掲載誌 月刊監査役 No.670
著者 松井 秀樹
- 論文 「私的整理中企業の買収時の留意点」
掲載誌 企業会計 Vol.69 No.7
著者 稲生 隆浩
- 論文 「平成 29 年金商法改正で導入 フェア・ディスクロージャー・ルールの概要と留意点」
掲載誌 旬刊経理情報 No.1481
著者 根本 敏光、五島 隆文、青山 慎一（共著）
- 論文 「〈企業法務〉平成 29 年 6 月株主総会の留意点」
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.29 No.5
著者 小林 雄介

Client Alert

- 論文 「平成 29 年度税制改正が M&A 実務に与える影響・留意点」
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.29 No.7
著者 栗原 宏幸

- 論文 「著作権法における「創作」の現在と将来」
掲載誌 月刊コピーライト No.674 Vol.57
著者 齋藤 浩貴

- 論文 「フィンテック・地方創生キーマンの視点 <第 3 回>フィンテック編」
掲載誌 バンクビジネス No.942
著者 堀 天子

- 論文 「P2P 保険事業者は日本で実現可能か」
掲載誌 日経 FinTech 2017 年 5 月号
著者 篠原 孝典、小川 友規、井上 ゆりか

- 論文 「深層学習で AI を進化させた場合の「学習済みモデル」は保護できるのか」
掲載誌 日経 Robotics 2017 年 7 月号
著者 岡田 淳

- 論文 「想定事例で学ぶ金融機関の不祥事対応」
掲載誌 銀行法務 21 No.815
著者 白根 央

- 論文 「消費者問題アラカルト 改正資金決済法施行一仮想通貨の法的規制」
掲載誌 ウェブ版国民生活 No.59
著者 堀 天子

- 論文 「日本企業のための国際仲裁対策 (21) ~ (40)」
掲載誌 商事法務ポータル
著者 関戸 麦

- 論文 「Lawyers Guide Labor/Tax edition」
掲載誌 ビジネスロー・ジャーナル 付録 2017 年 8 月号
著者 高谷 知佐子、荒井 太一、大野 志保、安倍 嘉一、難波 孝一

Client Alert

- 論文 「Getting the Deal Through - Pensions & Retirement Plans - Japan」
- 掲載誌 Getting the Deal Through - Pensions & Retirement Plans 2017 年 6 月
- 著者 荒井 太一、島田 里奈、羽深 宏樹、西岡 研太

NEWS

<http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- ALB Japan Law Awards 2017 にて受賞しました
トムソン・ロイターグループの、国際的法律雑誌である ALB(Asian Legal Business)による ALB Japan Law Awards 2017 において、当事務所は以下の 9 つのカテゴリーで受賞しました。

- ・ Japan Deal Firm of the Year
- ・ Japan Deal of the Year
- ・ Equity Market Deal of the Year
- ・ M&A Deal of the Year
- ・ Technology, Media and Telecommunications Deal of the Year
- ・ Real Estate Deal of the Year
- ・ Banking and Financial Services Law Firm of the Year
- ・ SE Asia Practice Law Firm of the Year
- ・ Tax and Trusts Law Firm of the Year

受賞案件の詳細は、ALB ウェブサイトのリンクをご覧ください。

- Financial Times 紙による、FT Asia-Pacific Innovative Lawyers 2017 において複数の部門で高い評価を得ました

Financial Times 紙は、2017 年 6 月 1 日に、4 年目となる FT Asia-Pacific Innovative Lawyers 2017 を発表し、当事務所は、Asia-Pacific Innovative Lawyers 2017: FT 25 (Asia-Pacific headquartered)の部門（総合ランキング）で日本の事務所としては最上位の 10 位に選ばれました。日本の法律事務所としては唯一、本ランキングが発表された年から毎年（4 年連続）ランクインを果たしております。

また、各部門においても高い評価を得ました。各部門の結果は以下のとおりです。

- ・ **Protecting & Unlocking Value 部門 : 1 位**
（GROOVE X 株式会社による、複数の投資家を引受先とする日本初の日本版コンバーティブル・エクイティ（第三者割当による有償新株予約権発行方式）による資金調達案件）

Client Alert

- ・ **Enabling Business Growth 部門：同率 2 位**
(GCA サヴィアン株式会社による、欧州および中東 5 か国 7 都市に展開する Altium Corporate Finance Group Limited の経営統合案件)
- ・ **New Markets & Capital 部門：同率 8 位**
(インフラファンドの東証上場第一号案件)
なお、Innovative individuals においては、当事務所の増島 雅和が Top 10 に選ばれました。

詳細は Financial Times のウェブサイトをご参照下さい。

- **ALB IP Rankings 2017 において高い評価を得ました**
Asian Legal Business (ALB) 2017 年 5 月号の IP Rankings 2017 において、当事務所は Japan Domestic の Patents 部門および Copyright/Trademark 部門において高い評価 (Tier 1) を得ました。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com